

南シナ海問題

ところざわ倶楽部

アジア研究会 稲村洋二



南シナ海問題とは

南シナ海を構成する諸島群は以下の通り。

- ①東沙諸島
- ②西沙諸島
- ③中沙諸島
- ④南沙諸島

南シナ海諸島群



東沙諸島

東沙諸島(プラタス諸島)は香港の南東340kmに位置する環礁群である。

* 1907年日本人が入植し事業を始める。

* 1909年清と売渡し契約を結び清の領有権を認めた。

* 第2次世界大戦中日本が領有したが敗戦後1945年中華民国政府はこの島を広東省の管轄とした。

* 1949年10月国民政府が遷台すると、この諸島は太平島と共に中華民国政府の管轄下に。

中 沙 諸 島

西沙諸島の東南、東沙諸島の西南、南沙諸島の北方にかけての広大な範囲に含まれる複数の岩礁・環礁の地域。

この地域にはマツクルズフィールド堆とスカボロー礁があり、地域の領有については、中国と台湾が全域の主権を主張しており、フィリピンはスカボロー礁をはじめとする東部地域の主権を主張している。

中沙諸島

スカボロー礁について。

* 2012年4月にスカボロー礁事件。違法操業をしている中国漁民をフィリピン側が検挙しようとしたところ中国監視船が妨害し一か月以上対峙。

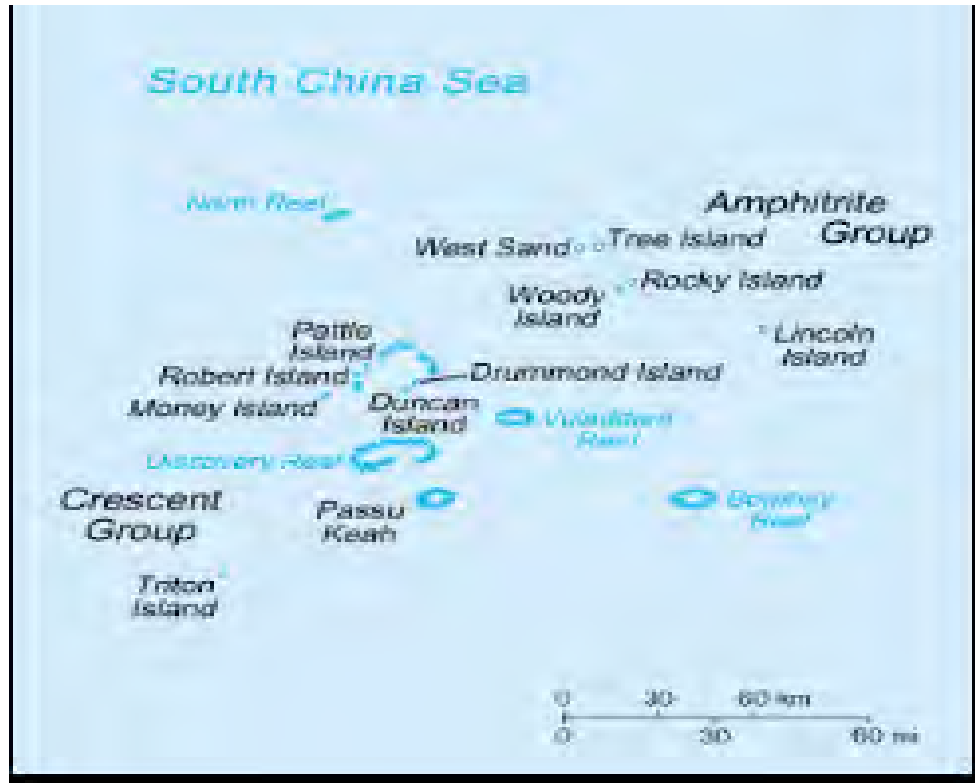
* 中国は開口部をロープや漁網で封鎖して、漁船や巡視船、戦闘艦艇を配備してフィリピン漁民の接近を阻止し、現在に至るまで実行支配を続けている。このような中国の不当行為はフィリピンの仲裁裁判所への提訴の動因の一つとなった。スカボロー礁は北方のバシー海峡を窺う重要な位置にある。

西沙諸島

パラセル諸島

* 西沙諸島は東北部のアンフィトリテ諸島と南西部のクレスセント諸島の2つに分けられる。

*



西沙諸島

* 1938年12月日本は西沙諸島の編入を閣議決定したが、1952年発効の

サンフランシスコ講話条約により権利・権限・請求権を放棄した。

* 1956年中国が東のアンフィトリテ島を占領。クリセント諸島を南ベトナムが占領。

* 1974年1月、ベトナム戦争後の米軍撤退後、「西沙海戦」によって中国が西沙諸島全域の実行支配を確立した。

* 西沙諸島で最大の島、ウッディー島は1956年以来中国が占拠しており、2012年7月には南沙諸島、西沙諸島、及び中沙岩礁群を含む南シナ海全域を管轄する「三沙市」と「軍警備区」が置かれた。

西沙諸島

- * 島そのものにはほとんど価値はないが中国が主張する領海や広大なEEZ内において漁業などの海洋資源が重視されていると同時に軍事的要衝として価値がある。
- * 南海諸島最大の島であるウツディー島には軍民両用の滑走路や映画館などの施設を建設。
- * 1912年中国国家海洋局が西沙諸島、スカボロー礁、尖閣諸島の周辺海域を監視する「海域動態監視観測管理システム」の範囲に組み込む。
- * 2016年2月ウツディー島に地对空ミサイルを配備

南 沙 諸 島

スプラトリー諸島

* 南沙諸島に対しては、フィリピン、マレーシア、ブルネイがその一部に対して、中国、台湾及びベトナムがその全部に対して領有権を主張。

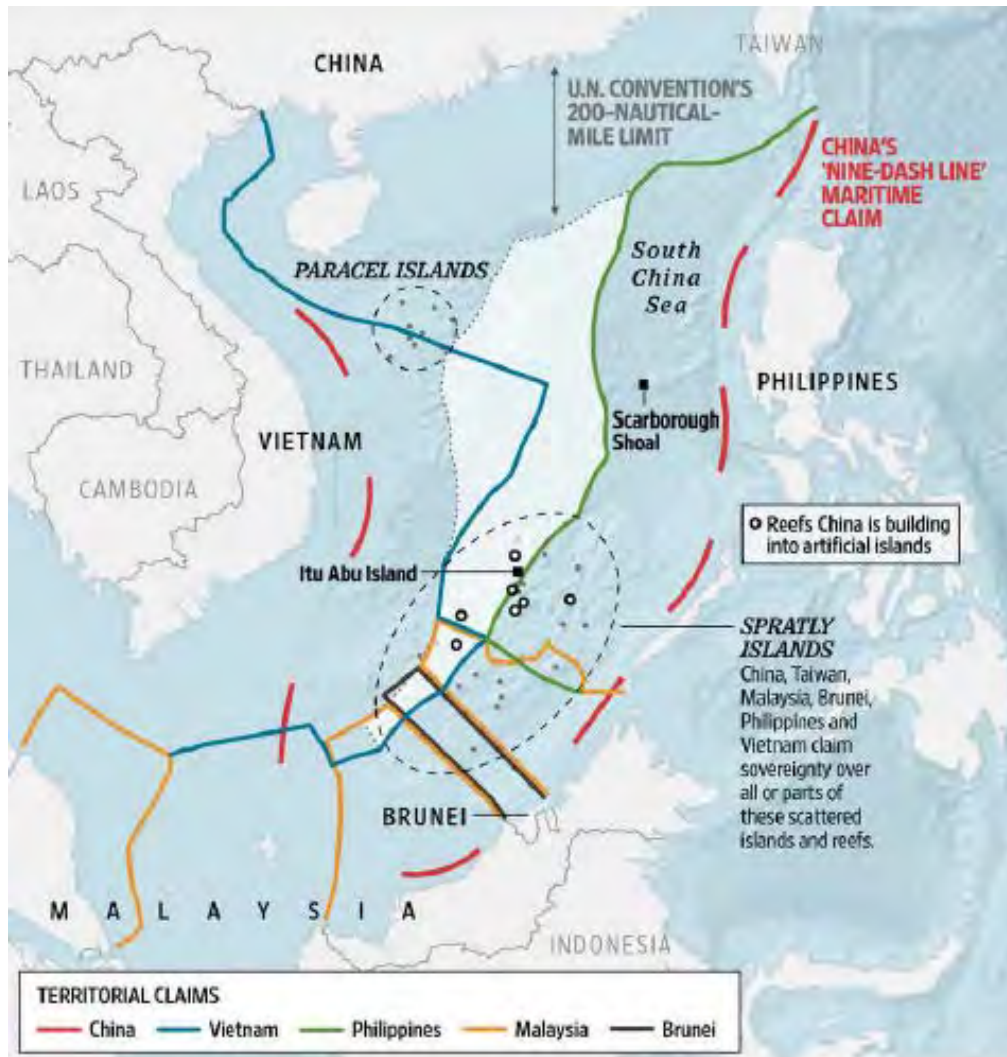
* 南沙諸島には120を越える海洋地勢があり、各領有権主張国の実行支配する海洋地勢は概ねフィリピン8か所、マレーシア3か所、ベトナム21か所、中国7か所、台湾1か所とみられている。

南沙諸島各国実行支配状況



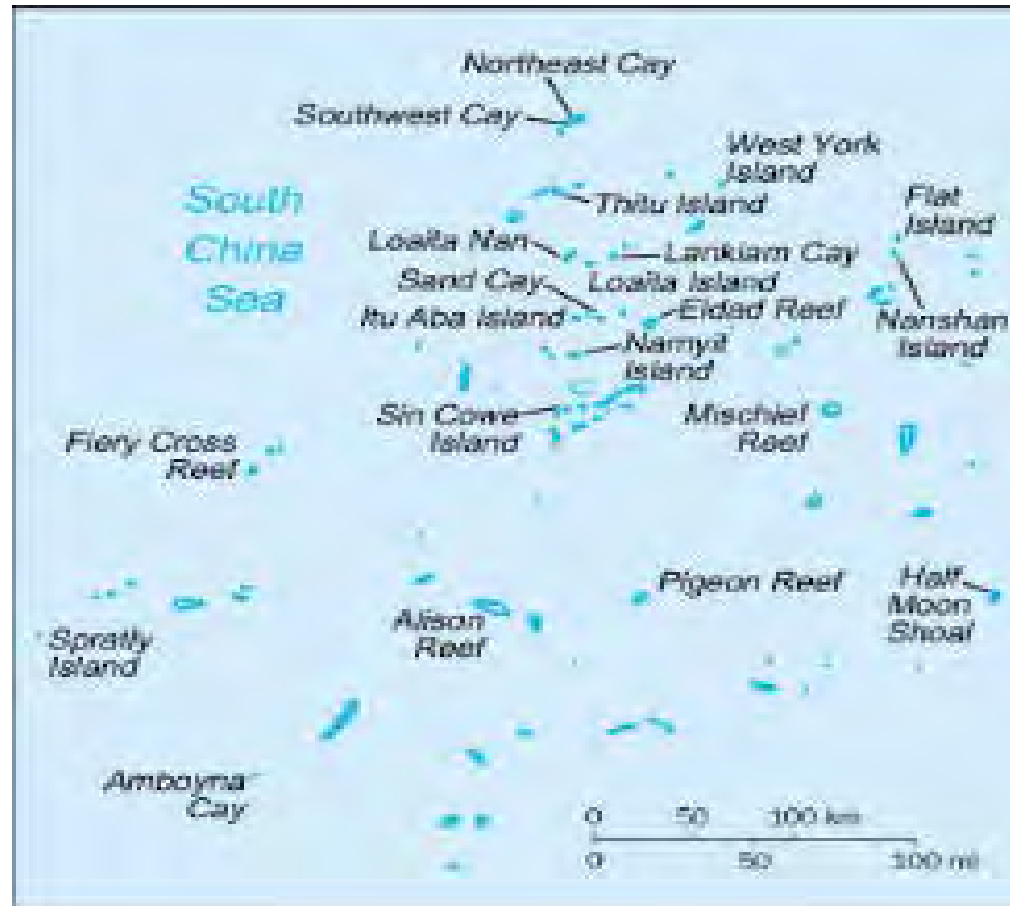
南沙諸島

沿岸各国の海洋境界線の主張



Source: The Wall Street Journal.com, July 18, 2016

南沙諸島



南沙諸島

日本による領有

* 1924年4月日本人が太平洋島で硫黄採掘事業を開始した。1933年フランス軍が占領するが1939年日本が領有権を宣言。大日本帝国の領土として台湾高雄市に編入され、1945年第二次大戦終結まで支配する。

* 1952年のサンフランシスコ平和条約では台湾、澎湖諸島、スプラトリー諸島及び西沙諸島の放棄は記載されているが放棄後どの国に帰属するかは取り決められていない。

沿岸国の領有権主張

フィリピン

* 2009年3月領海基線法を制定。バナタグ礁（スカボロー礁）とカラヤン諸島（南沙諸島の一部）に対する主権を明記した。

* 2011年6月南シナ海のフィリピンの主権と主権管轄下にある海域を「西フィリピン海」と改称し、「フィリピンはルソン海とその周辺海域、カラヤン諸島とスカボロー礁及びその周辺海域を含む海域を画定する固有の権限を有している」という行政命令にアキノ大統領が署名した。西フィリピン海の命名はフィリピンが主権と主権的権限を持つ領域に対する完全な支配を確定するものである。

沿岸国の領有権主張

フィリピン

* 実行支配する海洋地勢ではパグアサ島(ティトゥ島)が最大で1000mの滑走路を有する。ここに市が置かれ市長が任命されている。

* 1995年中国が占拠したミスチーフ礁に近いセカンドトーマス礁では、フィリピンは1999年に第二次大戦当時の揚陸艦を座礁させ、領有権主張の為小規模の海兵隊守備隊を駐留させている。これに対して中国は、継続的にフィリピンによる同船守備隊への補給活動を妨害してきた。このことは仲裁裁判所へのフィリピンの訴因の一つとなった。

沿岸国の領有権主張

中国

* 九段線

1947年に国民党政権が発行した地図が最初で国民党政権の地図には「11段線」が描かれていた。その後中華人民共和国に引き継がれ社会主義国北ベトナムに配慮してトンキン湾の2本の段線が消され「9段線」に書き直されている。

以後中国は「9段線」主張を裏付ける国内法整備を進めた。

沿岸国の領有権主張

中国

- ①1958年9月「領海宣言」で南シナ海の大部分を自国の領海と宣言した。
- ②1992年2月「領海及び接続水域法」を制定し「中華人民共和国の大陸およびその沿岸島嶼を含み台湾、釣魚島(尖閣諸島)、澎湖島、東沙群島、西沙群島、中沙群島、南沙群島及び中華人民共和国に所属する一切の島嶼を包含する」と規定。
- ③1998年6月 「排他的経済水域及び大陸棚法」を制定

沿岸国の領有権主張

中国

* 2009年5月マレーシアとベトナムが大陸棚延長を「大陸棚限界委員会」に申請した際中国は初めて対抗として「9段線」地図を使用した。

* 中国の主張は「長い歴史の過程で形成されてきた南シナ海における中国の主権と関連する諸権利は、歴代の中国政府に受け継がれ、国内法によって何度も再確認され、国連海洋法を含む国際法規に守られてきた」と主張。

拠って立つ法的根拠については一度も明確に言及していない。この「9段線」についても、フィリピンは国連海洋法の下で中国に認められる海洋権限の地理的範囲を実質的に超える部分については法的効果を持たないとして、仲裁裁判への訴因の一つとして取り上げた。

沿岸国の領有権主張

中国の南沙諸島に対する漸進的侵出と人工島の造成

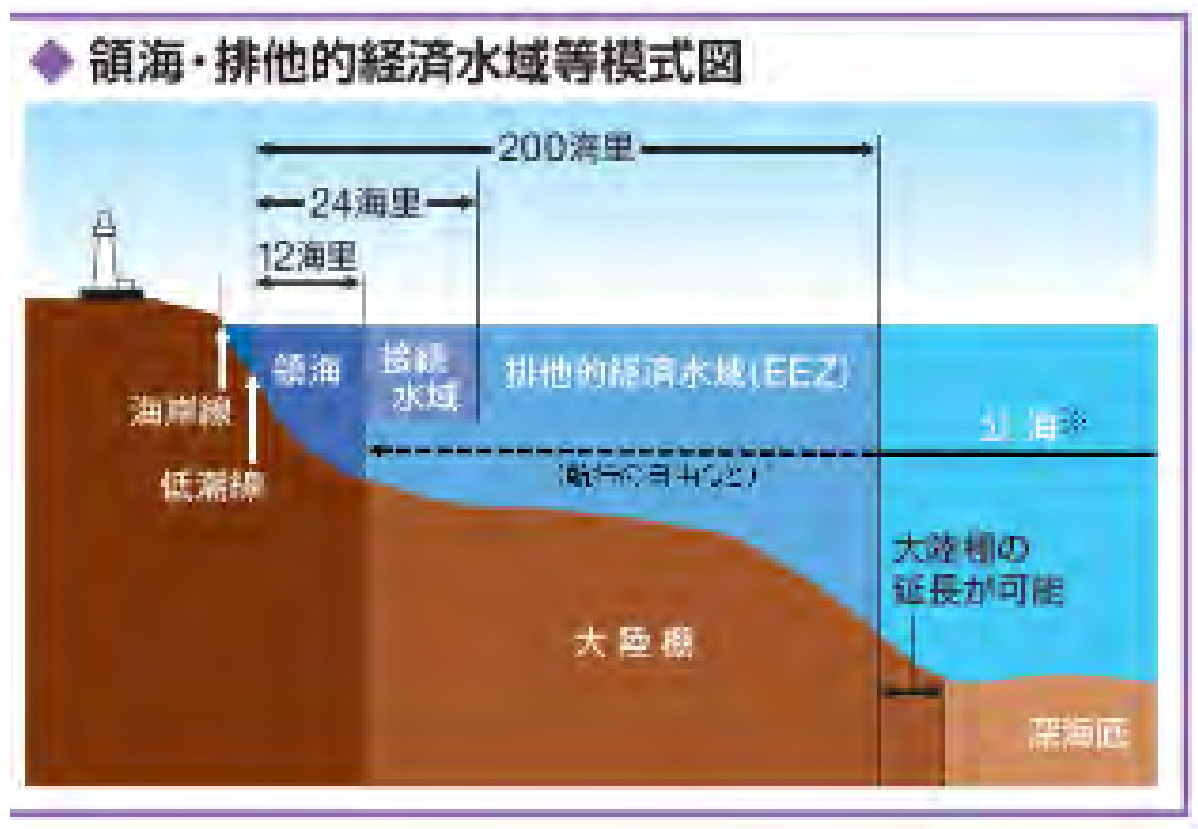
- * 中国は1987年6月に「適当な時期に島嶼を取り戻す権利を留保している」と声明を出した。
- * 1988年3月のベトナム海軍との「南沙海戦」で南沙諸島の6つの海洋地勢に対する実効支配を確立した。
- * ミスチーフ礁については1992年のフィリピンからの米軍撤退の虚をついて1995年に占拠した。
- * 南沙諸島で占拠する上記7か所の海洋地勢でフィリピンの仲裁裁判所提訴の1年半後の2014年半ば以降迅速かつ大規模な埋め立てを行いこれらの海洋地勢をすべて人工島に作り変えた。

沿岸国の領有権主張

中国の南沙諸島に対する漸進的侵出と人工島の造成

* 南シナ海の戦略的景観を一変させるほどの規模とスピードで実施された中国による埋め立て工事とそれによる人工島の造成は、現在の形状からは当該海洋地勢の原初形状を判断できないし、原初形状に戻すことも最早不可能な明確な現状の変更である。

領海・排他的經濟水域・大陸棚



南シナ海の海洋地勢の法的地位

国連海洋法の規定。

*「低潮高地」とは、低潮時には水面上にあるが満潮時には水面下に沈む自然に形成された陸地である。

「低潮高地」の全部または一部が本土または島から領海を超える距離にあれば当該「低潮高地」は12カイリの領海も200カイリの排他的経済水域（EEZ）も有しないし、専有の対象にもならない。

南シナ海の海洋地勢の法的地位

*「岩」とは、恒久的に海面上にある「高潮高地」が人間の居住または独自の経済生活を維持することが出来ない海洋地勢であり、「岩」は、12カイリの領海と領空を有するが、EEZを有しない。「岩」の上で造成された人工島も同様である。

*「島」とは、人間の居住または独自の経済生活を維持することができる自然に形成された海洋地勢であり、「島」は領海、領空及びEEZを有する

フィリピンの提訴内容と仲裁裁判所の 裁定内容。①

(1) 中国の「9段線」で囲った海域に対する「歴史的権利」 について

①中国の南シナ海における海洋権限は、フィリピンのそれと同様に、UNCLOSの規定を超え拡大してはならない。

*南シナ海における海洋権限はUNCLOSの規定の限度を超えてはならない。

②「9段線」によって包摂される南シナ海の海域に対する主権的権利と管轄権、および「歴史的権利」に関する中国の主張はUNCLOSに違反するものであり、UNCLOSで認められる海洋権限の地理的範囲を実質的に超える部分については法的効力を持たない。

*「歴史的権利」、主権的権利または管轄権の主張はUNCLOSに反するものであり、UNCLOSの規定の限度を超えたいかなる「歴史的権利」、主権的権利または管轄権の主張も認められない

仲裁裁判所の裁定内容

「9段線」主張と「歴史的権利」に対する判断

裁定は

①南シナ海の海洋資源に対する中国の「歴史的権利」の主張は国際海洋法条約の規定を超える部分については無効であり、②中国が南シナ海や海洋資源を歴史的にまた排他的に管轄してきた証拠はなく、従って③中国の「9段線」内の海域における「歴史的権利」の主張は如何なる法的根拠もない、とした。

仲裁裁判所の裁定内容②

(2) 海洋地勢の法的地位について

① スカボロー礁はEEZや大陸棚を生成しない

* スカボロー礁は「岩」であり、12カイリ領海のみ有する。

② ミスチーフ礁、セカントーマス礁、スーピ礁は領海、EEZまたは大陸棚を生成しない「低潮高地」であり、占拠や他の手段によって専有できる対象ではない。

* いずれも満潮時に海面下に沈む「低潮高地」でいかなる海洋権限も有しない。

仲裁裁判所の裁定内容③

③ ジョンソン南礁、クアルテロン礁、ファイアリークロス礁はEEZまたは大陸棚を生成しない。

* いずれも「岩」で、12カイリの領海のみ有する。南沙諸島での全ての「高潮高地」は人間の居住または独自の経済的生活維持できない「岩」である。

仲裁裁判所の裁定内容

中国の海洋環境を破壊する建設活動と漁業活動によるフィリピンの主権的権利と航行の自由の妨害について

①ミスチーフ礁、セカンドトーマス礁はフィリピンのEEZと大陸棚の一部である。

* いずれもフィリピンのEEZと大陸棚の一部である。

②中国はフィリピンのEEZと大陸棚における生物資源と鉱物資源に対する主権的権利の享受とその執行を不法に妨害した。

* 中国はUNCLOS第58条3項(沿岸国の権利及び義務に対する妥当な考慮)に違反した。

仲裁裁判所の裁定内容

③中国はスカボロー礁、セカンドトーマス礁においてUNCLOSの海洋環境の保護、保全義務に違反した。

* 中国はUNCLOS第123条、194条(海洋環境と生態系の保護・保全)に違反した。スカボロー礁、セカンドトーマス礁で海洋環境を破壊する漁業や珊瑚の採取を行い、海洋環境保全義務に違反した。

仲裁裁判所の裁定内容

④ミスチーフ礁に対する中国の占拠と建設活動

a)人工島、施設及び構築物に関する規定違反

b)UNCLOSの海洋環境の保護、保全に関する中国の義務違反。

c)UNCLOSに違反した不法な占拠行為の実行

*ミスチーフ礁における中国の活動は海洋環境保全義務に違反。同礁はフィリピンのEEZにあり、人工島の建設はフィリピンの主権的権利の侵害である。同礁は「低潮高地」であり、故に占有の対象ではない。

今後の中国の取りうる選択肢

取りうる具体的な選択肢としては造成済みの人工島における軍事施設の建設や軍事力の配備の促進に加えスカボロー礁の埋め立てによる人工島の造成とその軍事化、南シナ海への防空識別圏の設定が考えられる。

①スカボロー礁の埋め立てによる人工島造成と軍事化

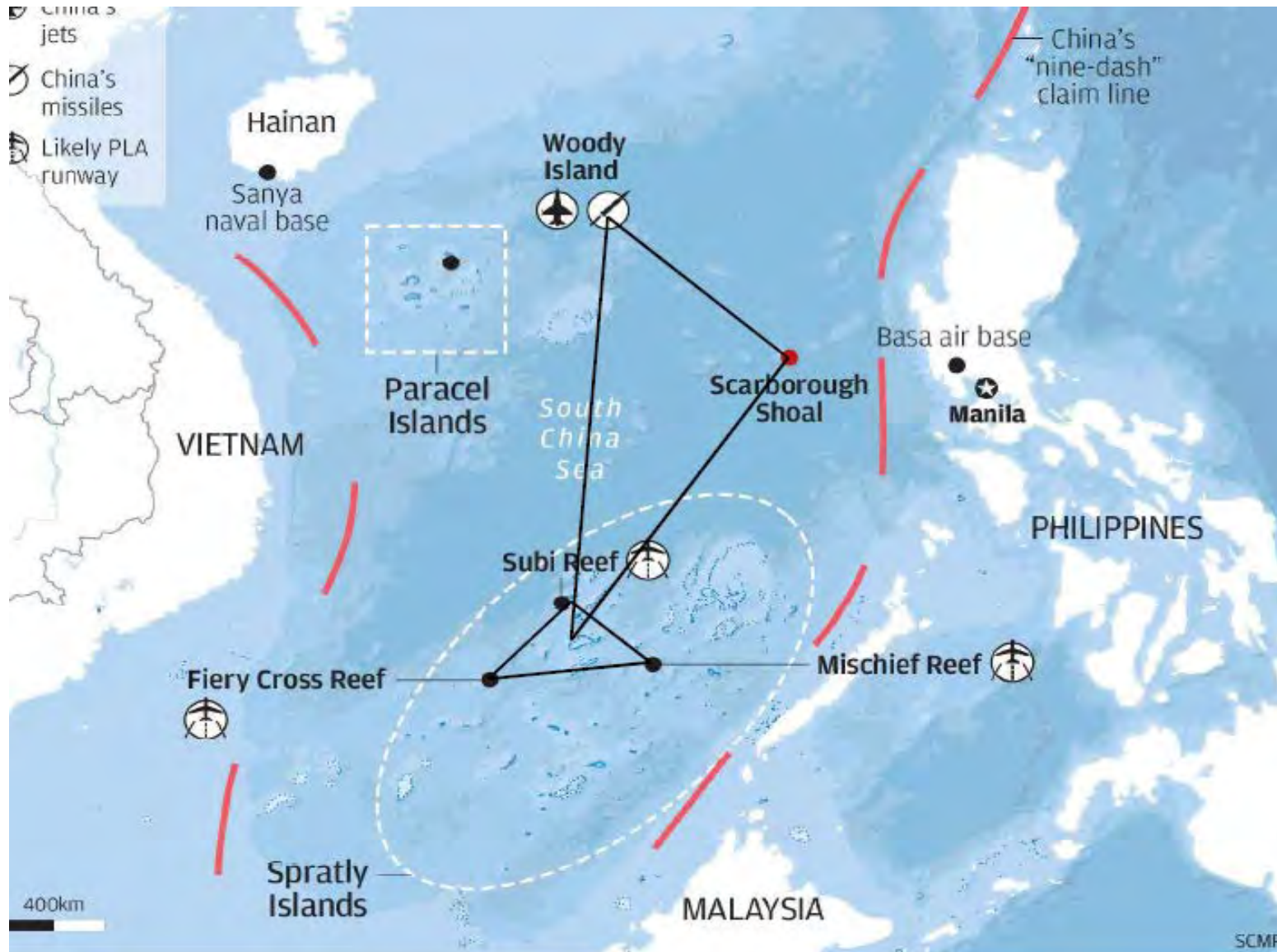
同礁は12カイリの領海のみを有する「岩」と認定され、同礁周辺での中国の活動がフィリピンの主権的権利の侵害と断定された。

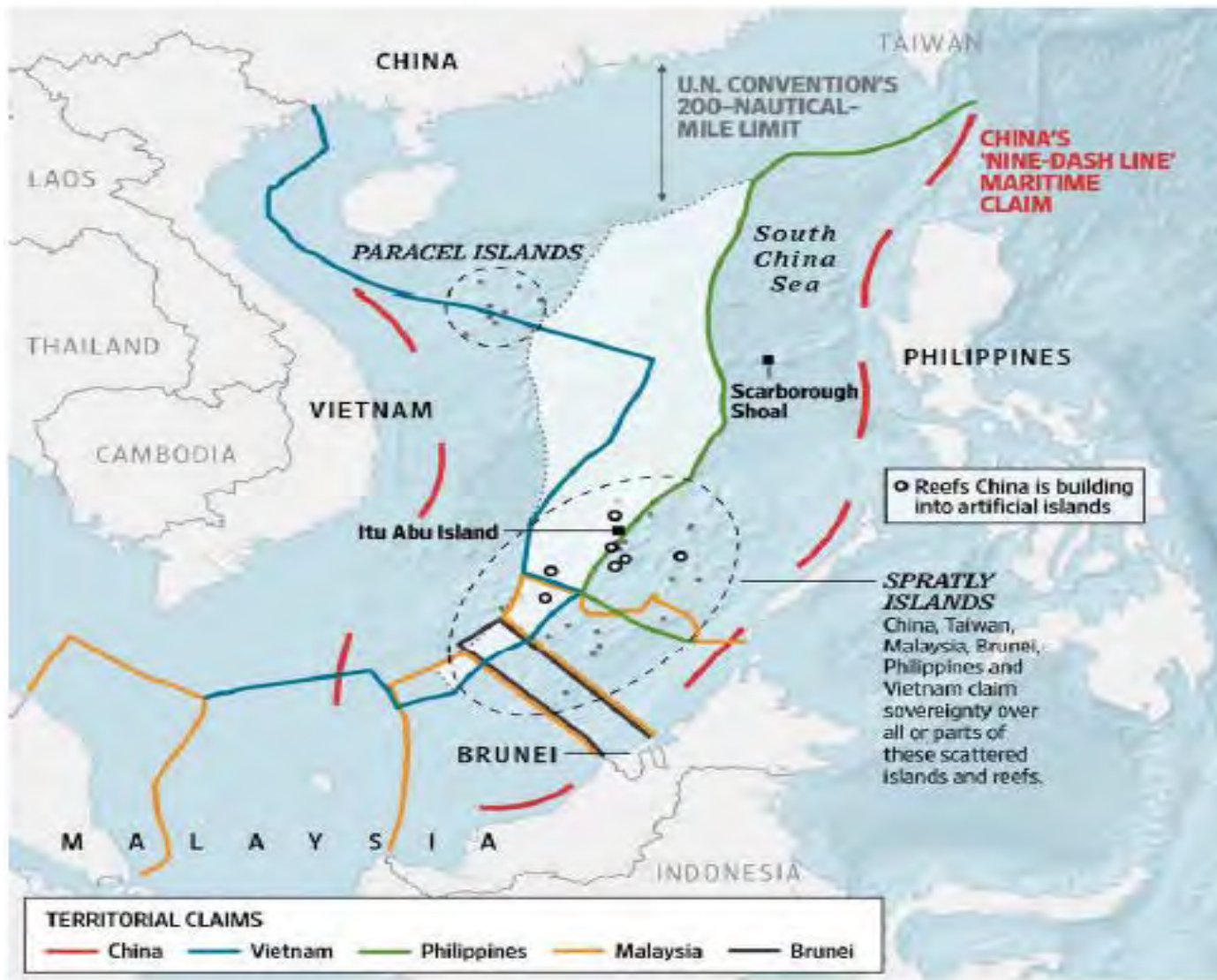
今後の中国の取りうる選択肢

もしスカボロー礁が滑走路を持つ人工島に作りかえられれば中国の弾道ミサイル搭載原潜が海南島の軍事基地から太平洋へ進出する重要なルートと見られるバシー海峡を扼することができることになる。

さらにスカボロー礁、西沙諸島のウツディー島、そして南沙諸島の中央部で3,000m級の滑走路を持つ3か所の人工島(ファイアリークロス礁、スービ礁、ミスチーフ礁)を結ぶ「戦略的小三角形」とで構成される「戦略的大三角形」が完成する。これは南シナ海支配上極めて重要な意味を持つことになり、大小2つの「戦略的三角形」の構築は中国による南シナ海の軍事拠点の総仕上げと言ってよい。

戰略的大三角形





Source: The Wall Street Journal.com, July 18, 2016

南シナ海空域への防空識別圏の設定とその戦略的意義

2つの「戦略的三角形」に配備された早期警戒管制機や戦闘機による管制能力を備えた前進航空拠点によって機能強化され、「9段線」に代わって軍事力に裏打ちされた領海、領空と実質的に変わらない中国の戦域空間に様変わりしよう。

中国の東シナ海、南シナ海における領域支配の確立は、中国の「接近阻止、領域拒否」にとって必須の要件である。従って、南シナ海における前進航空拠点を結ぶ2つの「戦略的三角形」とその上空におけるADIZは、中国の近海防衛戦略の要となる第一列島線の内側の海域を、文字通り「中国の海」とする。

南シナ海「行動規範」作成への努力

ASEANと中国は今年6月「行動規範」の初案に合意したが、関係国の望む事項を羅列しただけのもので、合意に至るにはさらに長い時間がかかる。その陰で中国は着々と軍事拠点化を進めている。関係各国の立ち位置は

- * フィリピン: 領有権は争うが現政権で親中派に。
- * ベトナム: 領有権争う中国の脅威に強い懸念。
- * カンボジア: 支援を受ける中国よりの主張。
- * インドネシア: 中国に警戒を強めつつ発言は慎重である。

ベトナムは国連海洋法条約に沿った行動や人工島の造成禁止などを盛り込んで真っ向から対立した。マレーシアも同条約に言及した。

ASEAN各国は一致して中国に向き合う体制になっていない。共同声明の懸念表明も「一部の国が懸念を表明したことに留意する」との弱い表現にとどまった。

一方、米国は対中強硬姿勢を強めている。マティス長官は「南シナ海問題は国際法、国際秩序の問題だ」と強調し、引き続き「航行の自由作戦を継続すると明言した。

ご静聴ありがとうございました。

参考文献

- ①「南シナ海仲裁裁判所の裁定：その注目点と今後の課題」上野英詞 日本安全保障戦略研究所
- ②「南シナ海における中国の「9段線」と国際法」
吉田靖之：海幹校戦略研究
- ③ ウィキペディア